

災害発生時 ごみ処理リーフレット

被災後、早期の復旧・復興をめざすには市民の皆さまのご協力が必要不可欠となり、大規模災害後の『ごみ』は地域にとって大きな問題となります。

このリーフレットは、環境局が「阪神・淡路大震災」「東日本大震災」「能登半島地震」など、大規模災害時の復興支援活動で培った経験や知識を活かし、「ごみ」を迅速かつ適正に処理するため「市民の皆さまにご協力いただきたいこと」や「ごみの収集方法等について」をお知らせしています。

市民の皆さまにご協力いただくことで環境事業センターは災害時における地域の「ごみ収集のコントロールタワー」としてごみの適切な処理が可能となります。

災害が発生した時に冷静に行動できるよう、また、適正なごみの処理にご協力いただけるよう、本リーフレットをご活用ください。



大阪市環境局

◆台風等暴風時のごみ収集について◆

家庭ごみの収集を中止する場合があります

台風が接近し、大きな被害を受けることが予想されるときには、ごみ出し時の強風にあおられての転倒や、飛散したごみの直撃による怪我、収集車両の横転による事故など、さまざまな危険が発生する可能性があるため、**ごみ収集を中止する場合があります。**



※ごみ収集を中止した際には、当日はそれ以降の収集を行いませんので、収集されない地域が発生する場合があります。この場合は次回の収集日をご利用ください。

中止基準



気象庁発表により、大阪市に**最大風速25m以上**の暴風が吹くことが予測される場合、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類、粗大ごみの収集を中止します。

ただし、普通ごみについては、**最大風速30m以上**の暴風が吹くことが予測される場合、中止します。

中止決定は、**ごみ収集日当日の午前6時の時点**で行い、大阪市が暴風域に入る予測時間により作業中止時間を区分します。

暴風域に入ることが予測される時点			9時から15時まで	15時以降
当日作業の中止区分	大阪市の最大風速	25m以上	資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類、粗大ごみの収集を終日中止する (普通ごみ収集は実施)	資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類、粗大ごみの収集を12時以降中止する (普通ごみ収集は実施)
		30m以上	全てのごみ収集を終日中止する	全てのごみ収集を12時以降中止する



◆台風等暴風時のごみ収集について◆

中止決定の周知方法

ごみ収集を中止することを決定したときは、速やかに大阪市ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」等でお知らせします。また、通常通り収集する場合も収集時間が大幅に変更となる場合がありますので、ご了承ください。

ごみ収集に関する件につきましては、お住まいの地域を担当する各環境事業センターにお問い合わせください。

《大阪市ホームページURL》

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000476562.html>



災害ごみの収集について

- ・台風などにより市民の皆さまのご家庭で発生した災害ごみを無料で収集します。
- ・お住まいの地域を担当する各環境事業センターに依頼してください。
- ・詳細は、災害発生時にホームページ等でお知らせします。



※災害ごみについて注意事項

- 道路上などに出されると車両の通行に支障をきたすことが想定されるので出さないでください。
- 次の品目については環境事業センターでは収集できませんので、各排出者での対応（解体業者、造園業者等へ依頼）をお願いします。
 - ・大きな塊のブロック、レンガ、コンクリート
 - ・感染性廃棄物
 - ・大きな樹木
 - ・肉厚の鋼材、鋼管
 - ・アスベストなどの有害な物質を含むもの
 - ・車、単車、ミニバイクなど
 - ・解体業者等の事業者による解体、補修工事に伴うもの

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害時のごみ処理について◆



今後、予想される南海トラフ巨大地震などの大規模な災害が発生した後は、倒壊した家屋やコンクリートくずなど、大量の災害がれきの発生が予測されます。

しかし、災害発生直後は、まず人命救助やライフラインの復旧に全力を注ぐため、コンクリートくずなどの大阪市が収集可能な災害がれきについては、**3週間後をめどに収集を開始**します。



道路上などに出さないで！



災害ごみやがれきなどをご自宅前の道路上などに出されますと、人命救助やライフライン復旧の遅れの原因となったり、ごみ収集車両の通行に支障をきたし、生活ごみが収集できないことが予想されますので、**大阪市が収集開始日等を案内するまで、屋内や敷地内に保管しておいてください。**

各ご家庭や避難所から出される**生活ごみ（普通ごみ、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類）**については、被災後原則**3日以内の収集再開**をめざします。



災害時も分別にご協力ください



被災後、避難所やご家庭から出される生活ごみについては**スムーズに処理が行えるよう、分別排出**にご協力ください。また、避難所ごとに決められたごみの置き場所、排出ルールを守ってください。



◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害による生活ごみ収集について◆

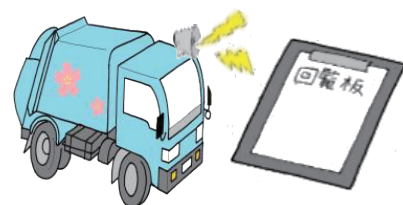
被災後 原則3日以内

被災状況の調査

環境事業センターが、避難所やご家庭から出される生活ごみ（普通ごみ、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類）の迅速な収集のため、**被災状況や収集車両が通行可能かなど、現地確認、現地調査**を行います。

広 報

被災状況の確認や現地調査後、生活ごみの収集を開始する日を、**ポスター掲示、チラシ配布、大阪市車両による放送等**により案内します。



避難所のトイレ

発災直後から発生する避難所でのトイレの需要に應えるため、使い捨ての簡易トイレと併せて組立式の仮設トイレを各災害時避難所等に配備しています。

避難所生活が長期にわたるなど仮設トイレの必要な避難所については、環境局が連携協定を締結している民間事業者が運搬のうえ設置します。



安否確認

環境事業センターが区役所と連携し、**ふれあい収集登録者の安否確認を実施**します。



◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害による粗大ごみ収集について◆

被災後 3日後～3週間程度

粗大ごみ

被災後3週間程度で、災害により破損した家具や家電製品など、**粗大ごみの収集を開始**します。

粗大ごみの収集を開始する日や排出場所は、事前に**ポスター掲示、チラシ配布、大阪市車両による放送等**により案内します。



家電リサイクル法対象品目



家電リサイクル法対象品目（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機）については、**別途収集**するため、後日改めて収集方法等を案内します。

◆南海トラフ巨大地震などの大規模災害時のがれき処理について◆

◆災害がれきの処理について◆



道路上のコンクリートくずなどの大阪市が収集可能な災害がれきは、**災害発生後3週間後**をめどに撤去を開始します。



倒壊した家屋などについては、**別途手続きが必要**となるため、改めてご案内します。

災害ごみ、災害がれきの収集・処理の方法や開始日については、災害発生後、環境局ホームページ等において随時お知らせいたします。

また、災害ごみの処理については、大阪市ホームページ内の『大阪市災害廃棄物処理基本計画<第1版改訂版>』をご覧ください。

《大阪市ホームページURL》

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000154996.html>



お問い合わせ 8:00~16:30 (月曜~土曜 祝日を含む)

お住まいの行政区	担当環境事業センター	電話番号	FAX番号	所在地
北・都島 淀川・東淀川	東北環境事業センター	6323-3511	6370-3951	東淀川区上新庄1-2-20
旭・鶴見・城東	城北環境事業センター	6913-3960	6913-3674	鶴見区焼野2-11-1
福島・此花・西淀川	西北環境事業センター	6477-1621	6477-4602	西淀川区大和田2-5-66
天王寺・東住吉	中部環境事業センター	6714-6411	6714-7787	東住吉区杭全1-6-28
中央・浪速	中部環境事業センター 出張所	6567-0750	6567-0721	浪速区塩草2-1-1
西・港・大正	西部環境事業センター	6552-0901	6552-1130	大正区小林西1-20-29
東成・生野	東部環境事業センター	6751-5311	6753-3041	生野区巽中1-1-4
住之江・住吉	西南環境事業センター	6685-1271	6685-1282	住之江区泉1-1-111
阿倍野・西成	南部環境事業センター	6661-5450	6653-7849	西成区南津守5-5-26
平野	東南環境事業センター	6700-1750	6706-2007	平野区瓜破南1-3-40